

合意書

(保険薬局用)

社会医療法人社団光仁会 総合守谷第一病院と(保険薬局名称)_____は、院外処方箋における院外処方箋に関わる薬剤師法第 24 条の取り扱いについて、下記の通り合意した。

なお、「院外処方箋における疑義照会プロトコル」は、内容を十分理解した上で運用するものとする。また、本プロトコルは保険薬局及び保険薬剤師の責任において、患者が不利益を被らないように、十分な説明の上、同意を得て運用するものとする。

【記】

1. 「院外処方箋における疑義照会プロトコル」の通りに運用することに合意する。
2. 運用開始は 2024 年 7 月 1 日以降、双方合意の日から運用を開始する。
この合意書は2通作成し、双方が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。
3. 合意内容の変更は随時行い、最新のプロトコルは総合守谷第一病院のホームページに掲載する。プロトコルの変更に際し、新たな合意書の締結は行わず、双方から特段の意思表示がない限り、本合意書をもって了承されたものとする。
4. 合意解除については、必要時に協議を行うものとする。

以上

年 月 日

名称:社会医療法人社団光仁会 総合守谷第一病院
住所:茨城県守谷市松前台 1-17
電話番号:0297-45-5111(代表)
代表者氏名:病院長 遠藤 優枝 印

名称:
住所:
電話番号:
代表者氏名: 印

合意書

(本院保管用)

社会医療法人社団光仁会 総合守谷第一病院と(保険薬局名称)_____は、院外処方箋における院外処方箋に関わる薬剤師法第 24 条の取り扱いについて、下記の通り合意した。

なお、「院外処方箋における疑義照会プロトコル」は、内容を十分理解した上で運用するものとする。また、本プロトコルは保険薬局及び保険薬剤師の責任において、患者が不利益を被らないように、十分な説明の上、同意を得て運用するものとする。

【記】

1. 「院外処方箋における疑義照会プロトコル」の通りに運用することに合意する。
2. 運用開始は 2024 年 7 月 1 日以降、双方合意の日から運用を開始する。
この合意書は2通作成し、双方が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。
3. 合意内容の変更は随時行い、最新のプロトコルは総合守谷第一病院のホームページに掲載する。プロトコルの変更に際し、新たな合意書の締結は行わず、双方から特段の意思表示がない限り、本合意書をもって了承されたものとする。
4. 合意解除については、必要時に協議を行うものとする。

以上

年 月 日

名称:社会医療法人社団光仁会 総合守谷第一病院

住所:茨城県守谷市松前台 1-17

電話番号:0297-45-5111(代表)

代表者氏名:病院長 遠藤 優枝 印

名称:

住所:

電話番号:

代表者氏名: 印